

厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務 選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る評価内容及び配点は、以下の項目について行う。

(1) 業務実績に関すること（10点）

ア 同種の基本構想、又は基本計画策定業務の受注実績があるか（事業種別、規模、数、実施年度）。

(2) 本町の現状・課題の理解に関すること（20点）

ア 本業務の目的、内容、背景、経過、課題、及び当町の人口、地域特性、産業形態などを十分に理解しているか。

イ 当町の各種計画（第6期厚岸町総合計画、厚岸町地域防災計画、厚岸町都市計画マスタープラン、第4期厚岸町地域福祉計画及び厚岸町防災ハザードマップなど）を踏まえた事業提案となっているか。

ウ 防衛施設に隣接する本町の現状を踏まえた事業提案となっているか

エ 当町の目線に立って支援する意欲・姿勢・配慮があるか

(3) 業務実施体制に関すること（20点）

ア 業務担当者等が専門的知識（資格、実績）を有しているか。

イ 複数部署の連携等、多様なニーズに柔軟に対応できる組織的な体制となっているか。

(4) 町民意見交換会（ワークショップ等）及び町民アンケート（20点）

ア 本業務の目的遂行及び課題解決に対して、効果的かつ適切な方針が示されているか。

イ 町民意見交換会（ワークショップ等）の招集方法や実施方法などの工夫がなされ、具体的に示されているか。

ウ 町民アンケートの実施手法などの工夫がなされ、具体的に示されているか。

エ その他、町民との意見交換や合意形成に向けた手法の提案があるか。

(5) 業務スケジュールに関すること（5点）

ア 本業務を期日までに効果的かつ確実に遂行できるような業務計画であるか。

(6) 成果物に関すること（10点）

ア 基本構想（成果物）に掲載する具体的内容が示されているか。

(7) 独自の提案（10点）

ア 本業務を充実させるためのアイデア等を盛り込み、実現可能な提案となっているか。

(8) 見積額の内容（5点）

ア コスト意識を持ち、安価で適正な積算に基づく金額となっているか

2 評価方法

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提案者が6者以上あった場合は、提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。評価は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する5者を選定することができるものとする。

なお、結果は速やかにすべての提案者に対し通知することとし、一次評価は、二次評価に引き継がないものとする。

この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかにすべての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

ア 実施日時 令和6年7月2日（火） 開始時間は提案者に別途通知する。

イ 実施場所 厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地 保健福祉総合センターあみか21

ウ 実施方法 対面による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。

エ 時間 参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。

プレゼンテーションの制限時間は、20分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を10分程度行う。

オ 会場設備 ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。

カ 説明資料 説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。

キ 最終総合評価 プレゼンテーション終了後、選定委員会にて最終総合評価（評点付け）を実施し、最優秀提案者を決定する。

なお、プレゼンテーション終了後選定委員会は、令和6年度防衛周辺整備助成補助金の交付決定後に開催することから、日程を変更する場合がある。

※後日、結果を提案者に通知

3 評価基準

(1) 各審査委員の判定

各評価項目の評価点数は、配点20点の項目（上記1 選定基準のうち(2)、(3)、(4)）については、優れている内容から順に20点・16点・10点・4点・0点、配点10点の項目（上記1 選定基準のうち(1)、(6)、(7)）については、10点・8点・5点・2点・0点、配点5点の項目（上記1 選定基準のうち(5)、(8)）については、5点・4点・3点・2点・1点の5段階で判定とする。

ア 審査票の配点

配点基準	大変優れている	優れている	標準的である	やや劣っている	劣っている
配点20点	20点	16点	10点	6点	0点
配点10点	10点	8点	5点	2点	0点
配点5点	5点	4点	3点	2点	1点

(2) 各審査委員1人あたりの総得点
100点

(3) 優先交渉権者の選定

各審査委員が評価した合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とし、同点の場合は、上記1選定基準のうち(2)、(3)、(4)の合計点が高い者を上位とする。

また、提案事業者が1者の場合には、適正な履行を確保する観点から、合計点数が60点以上とした委員が半数を超え、かつ、全ての審査委員が選定に合意することを要件とする。

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。